

報告第5号

令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見（別添）を付けて報告する。

令和4年9月2日提出

多可町長 吉田 一 四

1 健全化判断比率 (単位：%)

	令和3年度 決算	早期健全化基準	財政再生基準	備考
①実質赤字比率	—	13.86	20.00	
②連結実質赤字比率	—	18.86	30.00	
③実質公債費比率	11.6	25.0	35.0	
④将来負担比率	—	350.0	—	

(備考)

①②について実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合並びに④について将来負担比率の数値表示がない場合は、「—」と記載する。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	令和3年度 決算	経営健全化基準	備考
宅地造成事業特別会計	—	20.0	
水道事業特別会計	—	20.0	
下水道事業特別会計	—	20.0	

(備考)

資金不足が生じない場合は、「—」と記載する。

多 監 第 1 5 号
令和 4 年 8 月 2 2 日

多可町長 吉 田 一 四 様

多可町監査委員 霜 浦 暢 祐



多可町監査委員 清 水 俊 博



令和 3 年度多可町一般会計、特別会計及び公営企業会計決算
審査意見書並びに令和 3 年度多可町健全化判断比率等に係る
審査意見書の提出について

地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 3 年度多可町一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計歳入歳出決算について、それぞれの決算書及び関係諸帳簿、証拠書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

並びに、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、その算定に基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和3年度多可町健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の概要

この審査は、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位：%)

健全化判断比率（令和3年度）		早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.86	20.0
連結実質赤字比率	—	18.86	30.0
実質公債費比率	11.6	25.00	35.0
将来負担比率	—	350.00	

資金不足比率（令和3年度）		経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
水道事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	—	20.0

(2) 個別意見

①実質赤字比率及び連結実質赤字比率

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、収支黒字で比率表示はない。今後もこの状態の維持に努められたい。

②実質公債費比率

3年間の平均で表される実質公債費比率は11.6%で、前年度に比べ1.3ポイント改善している。単年度では、令和元年度11.0%、令和2年度11.5%、令和3年度12.3%となっており上昇した。

これは、平成30年度の実質公債費比率が17.2%と上昇傾向にあったため、数値を抑えるために繰り上げ償還を行ったことにより、令和元年度、令和2年度の数値は大きく抑える結果となった。こうした要因を考慮すると、単年度ベースでも低下傾向である。

しかしながら、令和3年度から普通交付税が一本算定となったことや今後の人口減少が反映されることから標準財政規模の縮減が予想される。また、新ごみ処理施設整備事業負担金、生涯学習まちづくりプラザや統合中学校等の大型建設事業が控えていることから、引き続き今後の動向に留意し、更なる財政の健全化と比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率

前年度の 22.1%から比率表示がないのは、将来負担額より充当可能財源等が上回ったことにより、数値がマイナスとなったためである。

これは、将来負担額 208 億 7,276 万 2 千円から充当可能財源等 209 億 3,825 万 7 千円を引いた実質的な将来負担額が△6,549 万 5 千円となったため、将来負担額が減少する一方で、施設等整備基金や財政調整基金の決算積立等により充当可能基金が増加したことによるものである。

主な内訳は、将来負担額で地方債の現在高が 6 億 9,551 万 7 千円の減、公営企業債等繰入見込額が 4 億 9,532 万 2 千円の減で、充当可能財源等で充当可能基金が 8 億 5,456 万 8 千円の増、起債残高への基準財政需要額算入見込額が 8 億 4,195 万円の減となった。

今年度は大型の投資的事業がなく、地方債の現在高の減少等により改善しているが、今後は、前述した大型建設事業により地方債の増加が見込まれるため、計画的な財政運営を行い将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率

公営企業特別会計において、資金不足は発生していない。今後もこの状態の維持に努められたい。

(3) まとめ

令和3年度決算に基づく健全化判断比率では、前年度までと同様に実質赤字、連結実質赤字及び資金不足は生じていない。

実質公債費比率は早期健全化基準を下回っており、将来負担比率では充当可能財源等が上回った状況で、前年度と比べて改善されている。

財政力指数は増減がなく、経常収支比率は、臨時的ではあるが普通交付税等の増加により前年度より改善しており、全般的には財政の健全化に向けた取り組みの効果が見受けられる。

しかし、人口減少や合併の特例措置の終了などによる普通交付税の減、新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減など一般財源の減少は避けられない状況である。更には、今後予定される大型建設事業などの費用の増加が見込まれていることから、適切な財政計画の立案及び計画に沿った財政運営が必要である。

引き続き、健全化判断比率及び資金不足比率を改善しながら、各財政分析指標にも注視し、健全な財政運営が安定的、持続的に維持されるよう効率的な行政運営に努められたい。